

税金は納期内に納めましょう

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和2年度の保険料等について

6月に保険料額をお知らせします

令和2年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】

$$\begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ \text{52,048円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和元年(2019年)中の所得-33万円) × 10.98\%} \end{array} = \begin{array}{l} \text{1年間の保険料} \\ \text{限度額64万円} \\ \text{(100円未満切捨て)} \end{array}$$

- 1年間の保険料の限度額は64万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和30年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
33万円以下かつ、世帯の被保険者全員の各種所得なし(年金収入の場合80万円以下)	7割	8割	7割	
33万円以下		8.5割	7.75割	7割
33万円+(28万5千円×被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+(52万円×被保険者数)以下	2割	2割		

※令和2年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

※令和2年度から、軽減特例の見直しにより8.5割軽減から7.75割軽減、8割軽減から7割軽減に変更になりました。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

▶ 52,048円→26,024円

※所得の状況により、均等割の軽減割合が7割、または7.75割に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」のどちらかを選ぶことができます。口座振替を希望される方は役場福祉課保険係へお申し出ください。(申出書の提出)

【お申込みに必要なもの】 預金通帳・通帳のお届印

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申込み時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除対象になります。)

新型コロナウイルス感染症の影響により、要件を満たす方は保険料の減免が受けられる場合があります。お問合せください。

令和2年度 町税納期のお知らせ

	町道民税 介護保険料	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	口座振替日
6月	1期 6/16～6/30		全期 6/16～6/30	1期 6/16～6/30	6/25(木)
7月		1期 7/16～7/31		2期 7/16～7/31	7/27(月)
8月	2期 8/16～8/31			3期 8/16～8/31	8/25(火)
9月		2期 9/16～9/30		4期 9/16～9/30	9/25(金)
10月	3期 10/16～11/2			5期 10/16～11/2	10/26(月)
11月		3期 11/16～11/30		6期 11/16～11/30	11/25(水)
12月	4期 12/1～12/21			7期 12/1～12/21	12/25(金)

納付方法

町税を納付していただくには、金融機関や役場の窓口で納税通知書(納付書)を持参して納付していただく方法と、口座振替による方法があります。

口座振替は、忙しいために町税の納付がなかなかできない方にかわって、指定した金融機関の預貯金口座から町税を自動的に振替納税することができます。

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納期限までに納め忘れてしまうこともありませんので、たいへん便利で安全・確実な方法です。町税の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替を利用できる金融機関

- ・帯広信用金庫
- ・豊頃町農業協同組合
- ・大津漁業協同組合
- ・(株)ゆうちょ銀行

納税相談

事情により、納期限までに納められない場合は、住民課住民税係または資産税係までご相談ください。納期限を超過して、納税相談もなく滞納となったままにされますと「差押え」等の滞納処分を受ける場合がありますので、お早めにご相談ください。

<令和元年度滞納処分(差押え)状況>

区分	国税還付金	預金	給与	出資金	生命保険	計
件数	1	12	4	1	1	19
金額	11,171円	774,873円	320,584円	18,000円	628,124円	1,752,752円

<十勝市町村税滞納整理機構への引継ぎ>

令和元年度引継件数	十勝市町村税滞納整理機構とは、滞納整理専門の組織を設立・運営することにより、納税に応じない滞納者、あるいは滞納額が高額にまで累積している者を対象に、市町村に代わって財産の差押え・公売等の滞納整理を専門に行う組織です。
2件	

問合せ先 役場住民課住民税係・資産税係 ☎(574) 2213

問合せ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290)5601
役場福祉課保険係 ☎(574)2214